

令和 7 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

令和 8 年 7 月 30 日（木）
鹿児島県環境林務部環境保全課
大気係 099-286-2627

大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づく有害大気汚染物質に係るモニタリング調査結果については、次のとおりでした。

県内 4 地点で調査した結果、環境基準が設定されている 4 物質全てにおいて環境基準を達成した。

1 調査の内容

(1) 実施機関

鹿児島県、鹿児島市

(2) 対象物質（22 物質）

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4 物質）	ベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
指針値設定物質 （11 物質）	アクリロニトリル、アセトアルデヒド、 塩化ビニルモノマー、塩化メチル、 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、 水銀及びその化合物、ニッケル化合物、 ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、 マンガン及びその化合物
その他の有害大気汚染物質 （7 物質）	クロム及び三価クロム化合物、 六価クロム化合物、酸化エチレン、 トルエン、ベリリウム及びその化合物、 ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド

(3) 調査地点数及び調査回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点	年 6 回（鹿児島市）
4 地点（鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市）	年 4 回（鹿児島市以外）

(4) 測定方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和 6 年 3 月改訂：環境省）に基づき測定を行った。

2 調査結果の概要

- (1) 環境基準が設定されている 4 物質全てにおいて環境基準を達成した。

環境基準設定物質の調査結果 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	年平均値の範囲	環 境 基 準
ベンゼン	0.32 ~ 0.58	3 以下
トリクロロエチレン	0.006 ~ 0.019	130 以下
テトラクロロエチレン	0.020 ~ 0.071	200 以下
ジクロロメタン	0.75 ~ 1.1	150 以下

- (2) 指針値が設定されている 11 物質全てにおいて指針値以下でした。

指針値設定物質の調査結果

物 質 名	単位	年平均値の範囲	指 針 値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0006 ~ 0.0058	2 以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 ~ 1.5	120 以下
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0079 ~ 0.010	10 以下
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 ~ 1.5	94 以下
クロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.15 ~ 0.18	18 以下
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18 ~ 0.27	1.6 以下
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	1.4 ~ 1.7	40 以下
ニッケル化合物	ngNi/m^3	1.2 ~ 1.9	25 以下
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	1.1 ~ 2.6	6 以下
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.028 ~ 0.058	2.5 以下
マンガン及びその化合物	ngMn/m^3	8.8 ~ 15	140 以下

- (3) その他の有害大気汚染物質 7 物質については、令和 6 年度の全国の年平均値と比較して、同程度又はそれ以下でした。

その他の有害大気汚染物質の調査結果

物 質 名	単位	年平均値の範囲	令和 6 年度の全国の状況	
			年平均値	年平均値の範囲
クロム及び三価クロム化合物	ngCr/m^3	1.0 ~ 3.1	2.9	0.38 ~ 27
六価クロム化合物	ngCr/m^3	0.064 ~ 0.11	0.22	0.049 ~ 8.3
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.052 ~ 0.068	0.055	0.018 ~ 0.20
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 ~ 8.8	3.8	0.39 ~ 40
ベリリウム及びその化合物	ngBe/m^3	0.0069 ~ 0.018	0.014	0.0019 ~ 0.064
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.022 ~ 0.033	0.18	0.0073 ~ 13
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7 ~ 1.9	2.6	0.63 ~ 7.7